大阪取引所における超長期国債先物取引の取引制度変更に伴う
「業務方法書」等の一部改正について

I.　改正趣旨

株式会社大阪取引所において国債証券先物取引に係る取引の種類の名称変更及び超長期国債先物取引に係る取引単位の変更（額面１億円から額面１千万円）が行われることに伴い、証券取引等清算業務に関する業務方法書等について所要の改正を行う。

II. 改正概要	（備　考）
１．国債証券先物取引に係る取引の種類の名称変更	
・国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引・Ｍｉｎｉ取引という種類の名称を現物先物取引・現金決済先物取引に変更する。	・業務方法書第７３条の７、第７３条の８、第７３条の９の２、第７３条の１１、第７３条の４４、第８３条の２等
２．超長期国債先物取引の清算手数料の変更	
・当社が当該月に引き受けた債務について１取引単位につき４９円を５円に、受渡決済数量について１取引単位につき１３２円を１５円に変更する。	・手数料に関する規則別表
３．その他	
・その他所要の改正を行う。	・当初証拠金所要額に関する規則別表

III. 施行日

１．２０２２年４月４日から施行する。

２．前１．にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、２０２２年４月４日以後の当社が定める日から施行する。

以　上

大阪取引所における超長期国債先物取引の取引制度変更に伴う
「業務方法書」等の一部改正について

目　　次

		(ページ)
1	業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	6
3	業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	9
4	手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	10
5	当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	12
6	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	14

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
（清算値段） 第７３条の７　当社は、取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段（現金決済先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現金決済先物取引をいう。以下同じ。）にあっては、清算数値。以下この節において同じ。）を定める。	（清算値段） 第７３条の７　当社は、取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段（Ｍｉｎｉ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引をいう。以下同じ。）にあっては、清算数値。以下この節において同じ。）を定める。
（約定値段と清算値段との差額の授受） 第７３条の８　国債証券先物取引における約定値段（現金決済先物取引にあっては、約定数値。以下この節において同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。	（約定値段と清算値段との差額の授受） 第７３条の８　国債証券先物取引における約定値段（Ｍｉｎｉ取引にあっては、約定数値。以下この節において同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
（最終決済に伴う金銭の授受） 第７３条の９の２　現金決済先物取引に係る最終決済（指定市場開設者が定める	（最終決済に伴う金銭の授受） 第７３条の９の２　Ｍｉｎｉ取引に係る最終決済（指定市場開設者が定めるＭｉ

現金決済先物取引における最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。）と取引最終日（指定市場開設者が現金決済先物取引に関し定める取引最終日をいう。）の清算数値とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定める現金決済先物取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。	ｎｉ取引における最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。）と取引最終日（指定市場開設者がＭｉｎｉ取引に関し定める取引最終日をいう。）の清算数値とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定めるＭｉｎｉ取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
（受渡決済のために授受する国債証券及び金銭） 第７３条の１１　国債先物等清算参加者が受渡決済（指定市場開設者が定める現物先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現物先物取引をいう。以下同じ。）に係る受渡決済をいう。以下同じ。）のために授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。 （１）　国債証券の数量は、最終売建玉（取引最終日（指定市場開設者が現物先物取引に関し定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。）までの間に第７３条の６第１項及び第２項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。）と最終買建玉（取引最	（受渡決済のために授受する国債証券及び金銭） 第７３条の１１　国債先物等清算参加者が受渡決済（指定市場開設者が定めるＬａｒｇｅ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引をいう。以下同じ。）に係る受渡決済をいう。以下同じ。）のために授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。 （１）　国債証券の数量は、最終売建玉（取引最終日（指定市場開設者がＬａｒｇｅ取引に関し定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。）までの間に第７３条の６第１項及び第２項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。）と最終買建玉（取引

終日までの間に第７３条の６第１項及び第２項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。）の差引数量	最終日までの間に第７３条の６第１項及び第２項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。）の差引数量
（２）　（略）	（２）　（略）
（建玉の移管） 第７３条の４４　この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に先物・オプション取引の未決済約定（現物先物取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引の当該取引最終日から起算して２日目の午後１時以降の当該限月取引に係る未決済約定、商品先物取引及び商品先物オプション取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第６号の２及び第６号の３の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引の当該取引最終日の午後２時以降の当該限月取引に係る未決済約定並びにクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この章において同じ。）を引き継ぐことができる。	（建玉の移管） 第７３条の４４　この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に先物・オプション取引の未決済約定（Ｌａｒｇｅ取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引の当該取引最終日から起算して２日目の午後１時以降の当該限月取引に係る未決済約定、商品先物取引及び商品先物オプション取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第６号の２及び第６号の３の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引の当該取引最終日の午後２時以降の当該限月取引に係る未決済約定並びにクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この章において同じ。）を引き継ぐことができる。
２～５　（略）	２～５　（略）
（国債証券先物取引の決済物件の変更等） 第８３条の２　当社は、建玉の状況等から受渡決済が困難であると認める場合は、現物先物取引における当社と清算参加	（国債証券先物取引の決済物件の変更等） 第８３条の２　当社は、建玉の状況等から受渡決済が困難であると認める場合は、Ｌａｒｇｅ取引（第７３条の１１に定め

者の間の決済物件の変更又は受渡決済期日の変更に関する措置を行うことができる。 付　　則 1　この改正規定は、令和４年４月４日から施行する。 2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年４月４日以後の当社が定める日から施行する。	るＬａｒｇｅ取引をいう。）における当社と清算参加者の間の決済物件の変更又は受渡決済期日の変更に関する措置を行うことができる。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（日中取引証拠金所要額） 第２０条の３　日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座（第４６条の３第１項第１号に規定する区分口座を除く。以下この条、第２２条、第２３条の２、第２３条の３及び第２４条の２において同じ。）ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　日中先物取引差金相当額 先物取引について、次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。 ａ　次の（ａ）から（ｃ）までに定める額を合計した額 （ａ）　国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会の終了までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午前立会の終了までに行われたＪ－ＮＥＴ取引（指定市場開設者が定めるＪ－ＮＥＴ取引をいう。以下同じ。）を含む。）について、その約定値段（国債証券先物取引に係る<u>現金決済先物取引</u>にあっては、約定数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係る	（日中取引証拠金所要額） 第２０条の３　日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座（第４６条の３第１項第１号に規定する区分口座を除く。以下この条、第２２条、第２３条の２、第２３条の３及び第２４条の２において同じ。）ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　日中先物取引差金相当額 先物取引について、次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。 ａ　次の（ａ）から（ｃ）までに定める額を合計した額 （ａ）　国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会の終了までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午前立会の終了までに行われたＪ－ＮＥＴ取引（指定市場開設者が定めるＪ－ＮＥＴ取引をいう。以下同じ。）を含む。）について、その約定値段（国債証券先物取引に係る<u>Ｍｉｎｉ取引</u>にあっては、約定数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係る<u>Ｍｉ</u>

現金決済先物取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額 （ｂ）・（ｃ）　（略） ｂ　前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額 （３）・（４）　（略）	ｎｉ取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額 （ｂ）・（ｃ）　（略） ｂ　前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額 （３）・（４）　（略）
（緊急取引証拠金所要額） 第２２条　緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　先物取引差金相当額 先物取引について、次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。 ａ　次の（ａ）から（ｃ）までに定める額を合計した額 （ａ）　国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午後立会のうち午後１時までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午後１時までに行わ	（緊急取引証拠金所要額） 第２２条　緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　先物取引差金相当額 先物取引について、次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。 ａ　次の（ａ）から（ｃ）までに定める額を合計した額 （ａ）　国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午後立会のうち午後１時までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午後1時までに行われ

れたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）について、その約定値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引にあっては、約定数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （ｂ）・（ｃ）　（略） ｂ　前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係る現金決済先物取引及び指数先物取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （３）・（４）　（略）	たＪ－ＮＥＴ取引を含む。）について、その約定値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、約定数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （ｂ）・（ｃ）　（略） ｂ　前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （３）・（４）　（略）
付　則 １　この改正規定は、令和４年４月４日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年４月４日以後の当社が定める日から施行する。	

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（国債証券先物取引の清算値段） 第２０条の５　（略） ２　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、現金決済先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現金決済先物取引をいう。）の限月取引の清算数値は、当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。）を定める際に用いる現物先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現物先物取引をいう。）の限月取引の清算値段と同一とする。ただし、当社が適当でないと認める場合には、当社がその都度定める。 付　則 １　この改正規定は、令和４年４月４日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年４月４日以後の当社が定める日から施行する。	（国債証券先物取引の清算値段） 第２０条の５　（略） ２　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、Ｍｉｎｉ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引をいう。）の限月取引の清算数値は、当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。）を定める際に用いるＬａｒｇｅ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引をいう。）の限月取引の清算値段と同一とする。ただし、当社が適当でないと認める場合には、当社がその都度定める。

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
別表
清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

１　（略）
２　業務方法書第３条第２項第２号から第６号の３までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">清算対象取引の区分</th><th>算出の基準</th><th>清算手数料率</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務方法書第３条第２項第３号に掲げる国債証券先物取引</td><td rowspan="2">国債証券先物取引（現物先物取引）
（注１）</td><td>取引数量</td><td>当社が当該月に引き受けた債務（注３）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第４号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、１取引単位につき
４９円
（超長期国債標準物に係る取引にあっては５円）
（注４）</td></tr>
<tr><td>受渡決済数量</td><td>当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われ</td></tr>
</table>
</td><td>
別表
清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

１　（略）
２　業務方法書第３条第２項第２号から第６号の３までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">清算対象取引の区分</th><th>算出の基準</th><th>清算手数料率</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務方法書第３条第２項第３号に掲げる国債証券先物取引</td><td rowspan="2">国債証券先物取引（Ｌａｒｇｅ取引）
（注１）</td><td>取引数量</td><td>当社が当該月に引き受けた債務（注３）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第４号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、１取引単位につき
４９円
（注４）</td></tr>
<tr><td>受渡決済数量</td><td>当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われ</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			なかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1取引単位につき １３２円 （超長期国債標準物に係る取引にあっては１５円）
	国債証券先物取引（現金決済先物取引） （注１）	（略）	（略）
（略）			

付　　則

1　この改正規定は、令和４年４月４日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年４月４日以後の当社が定める日から施行する。

			なかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1取引単位につき １３２円
	国債証券先物取引（Ｍｉｎｉ取引） （注１）	（略）	（略）
（略）			

当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（当初証拠金所要額） 第２条　（略） ２　（略） ３　当社は、各清算参加者の国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額を指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現物先物取引（以下「現物先物取引」という。）の各限月取引の取引最終日を算出基準日として算出し、当該取引最終日に各清算参加者に通知する。 ４　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和４年４月４日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年４月４日以後の当社が定める日から施行する。 別表１ 当初証拠金所要額の算出に関する表 １．（略） ２．国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額 国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額とは、現物先物取引の各限月取	（当初証拠金所要額） 第２条　（略） ２　（略） ３　当社は、各清算参加者の国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額を指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引（以下「Ｌａｒｇｅ取引」という。）の各限月取引の取引最終日を算出基準日として算出し、当該取引最終日に各清算参加者に通知する。 ４　（略） 別表１ 当初証拠金所要額の算出に関する表 １．（略） ２．国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額 国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額とは、Ｌａｒｇｅ取引の各限月

引の取引最終日から受渡決済期日の前日までにおいて、各限月取引の取引最終日を算出基準日として銘柄ごとに次の計算式により算出される受渡決済基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 受渡決済基準額 ＝当該銘柄の受渡決済建玉数量×１億円（超長期国債標準物に係る取引にあっては１千万円）×当該銘柄の価格変動率 ａ　当該銘柄の受渡決済建玉数量とは、現物先物取引の各銘柄につき、取引最終日を迎えた限月取引における、当該清算参加者の最終売建玉と最終買建玉の差引数量として算出される数値（当該２つの数量のうち大きい方の数値から小さい方の数値を差し引いて得た数値をいう。）をいう。 ｂ　当該銘柄の価格変動率とは、現物先物取引の当該銘柄の清算値段価格変動率の価格変動率算定期間における９９％カバー最小値をいう。	取引の取引最終日から受渡決済期日の前日までにおいて、各限月取引の取引最終日を算出基準日として銘柄ごとに次の計算式により算出される受渡決済基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 受渡決済基準額 ＝当該銘柄の受渡決済建玉数量×１億円×当該銘柄の価格変動率 ａ　当該銘柄の受渡決済建玉数量とは、Ｌａｒｇｅ取引の各銘柄につき、取引最終日を迎えた限月取引における、当該清算参加者の最終売建玉と最終買建玉の差引数量として算出される数値（当該２つの数量のうち大きい方の数値から小さい方の数値を差し引いて得た数値をいう。）をいう。 ｂ　当該銘柄の価格変動率とは、Ｌａｒｇｅ取引の当該銘柄の清算値段価格変動率の価格変動率算定期間における９９％カバー最小値をいう。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等） 第２条の４　取引証拠金規則第２０条の４に規定する当社が定める日中清算値段のうち国債証券先物取引に係る日中清算値段（現金決済先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現金決済先物取引をいう。以下同じ。）については、日中清算数値）は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。 （１）　当該取引日の午前１１時２分における国債証券先物取引の約定値段（現金決済先物取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の前場立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。 （２）　前号の規定にかかわらず、現物先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現物先物取引をいう。以下同じ。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）以降においては、当該現物先物取引の限月取引の取引最終日の清算値段を日中清算値段とし、現金決済先物取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又	（日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等） 第２条の４　取引証拠金規則第２０条の４に規定する当社が定める日中清算値段のうち国債証券先物取引に係る日中清算値段（Ｍｉｎｉ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引をいう。以下同じ。）については、日中清算数値）は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。 （１）　当該取引日の午前１１時２分における国債証券先物取引の約定値段（Ｍｉｎｉ取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の前場立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。 （２）　前号の規定にかかわらず、Ｌａｒｇｅ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引をいう。以下同じ。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）以降においては、当該Ｌａｒｇｅ取引の限月取引の取引最終日の清算値段を日中清算値段とし、Ｍｉｎｉ取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は

は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）を定める際に用いる現物先物取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該現金決済先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を日中清算数値とする。	困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）を定める際に用いるＬａｒｇｅ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該Ｍｉｎｉ取引の限月取引の取引最終日の清算数値を日中清算数値とする。
（緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用） 第４条　取引証拠金規則第２３条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち、国債証券先物取引に係る緊急清算値段（現金決済先物取引については、緊急清算数値）は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。 （１）　当該取引日の午後１時における国債証券先物取引の約定値段（現金決済先物取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の午後１時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。 （２）　前号の規定にかかわらず、現物先物取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該現物先物取引の限月取	（緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用） 第４条　取引証拠金規則第２３条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち、国債証券先物取引に係る緊急清算値段（Ｍｉｎｉ取引については、緊急清算数値）は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。 （１）　当該取引日の午後１時における国債証券先物取引の約定値段（Ｍｉｎｉ取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の午後１時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。 （２）　前号の規定にかかわらず、Ｌａｒｇｅ取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該Ｌａｒｇｅ取引の限

引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、現金決済先物取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いる現物先物取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該現金決済先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。 ２～４　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和４年４月４日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和４年４月４日以後の当社が定める日から施行する。	月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、Ｍｉｎｉ取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いるＬａｒｇｅ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該Ｍｉｎｉ取引の限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。 ２～４　（略）